

必ずご提出ください

幼児教育・保育の無償化 認定申請について

利用料月額2万5,700円まで無償

子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に通う満3歳から5歳児までの子供は、幼稚園利用料が月額2万5,700円まで無償化されます。

預かり保育月額1万1,300円まで無償

区から保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児までの子供は、預かり保育利用料が月額最大1万1,300円まで無償化されます。

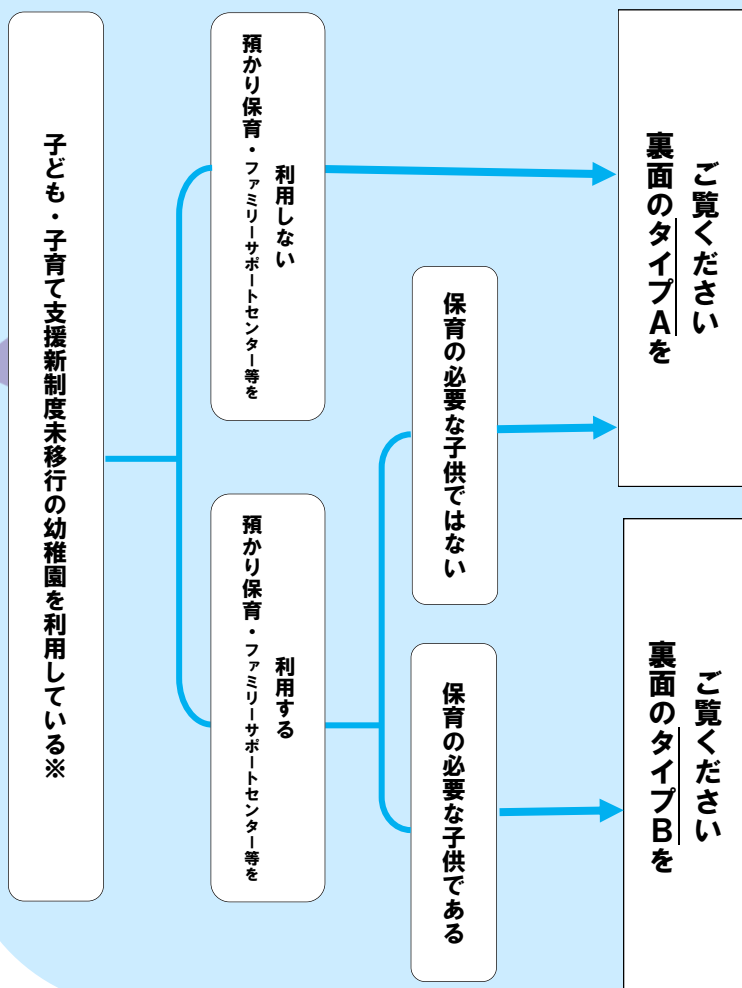
※預かり保育には、認可外保育施設等を含みます。（幼稚園によっては含まれないため、在籍幼稚園にご確認ください。）

※月額の上限は（450円×利用日数）となり、利用日数に応じて変動します。（月額最大1万1,300円まで）

※満3歳児は住民税非課税世帯のみ無償化の対象となり、月額最大1万6,300円まで無償化されます。

無償化の対象となるには、認定申請書の提出が必要です。必ずご提出ください。

下記チャートを参考に、当てはまる申請書をご使用ください。



ご確認ください！



保育の必要な子供とは

保護者全員が

- ・就労、就学
- ・妊娠、出産
- ・病気
- ・介護

等の事由に当てはまり、家庭で児童の保育ができない場合、保育の必要な子供であるとみなされます。

※詳細は区HPをご覧ください。



無償化手続きの流れ

幼稚園や預かり保育の利用料は、保護者の方が、**① 区の認定を受け、② 利用した施設等に利用料を支払い、③ 支払った利用料に対する給付を区から受け取る**ことで、無償化されます。

タイプAに当てはまる保護者の方

STEP1：区の認定を受ける

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第1号）を在籍する幼稚園に提出してください。認定された方には、子育てのための施設等利用給付認定通知書が届きます。

STEP2：幼稚園に利用料を支払う

- ・在籍する幼稚園へ利用料をお支払いください。

STEP3：支払った利用料に対する給付を区から受け取る

- ・後日、指定した口座に給付金が振り込まれます。 <振込時期> 9月（4～6月利用料分）
12月（7～9月利用料分）
3月（10～12月利用料分）
6月（1～3月利用料分）

タイプBに当てはまる保護者の方

STEP1：区の認定を受ける

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）を在籍する幼稚園に提出してください。申請書には、保育を必要とする事由について、該当する必要書類（※）を添付してください。認定された方には、子育てのための施設等利用給付認定通知書が届きます。

※様式は、区HPからダウンロードできます。また、庶務課窓口でも配布しています。

STEP2：利用した施設等に利用料を支払う

- ・幼稚園利用料は、在籍する幼稚園へ利用料をお支払いください。
- ・預かり保育等を利用した場合は、利用料を施設等にお支払いください。
- ・各施設から発行される領収書は、給付請求手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

STEP3：支払った利用料に対する給付を区に請求する

- ・預かり保育等利用料分の請求は年4回の受付（7月、10月、1月、4月）を予定しています。請求の時期が近くなりましたら、区より各幼稚園を通じて必要書類を配布いたします。

幼稚園利用料分の請求は不要です。

- ・後日、指定した口座に給付金が振り込まれます。 <振込時期> 9月（4～6月利用料分）
12月（7～9月利用料分）
3月（10～12月利用料分）
6月（1～3月利用料分）